(2018-2019 年度)

第4回複合地区会則委員長連絡会議要録

◎日 時: 2019年1月28日(月) 13:40-16:00

◎場 所: 一般社団法人日本ライオンズ(東京・八重洲)

◎出席者: 各複合地区委員長

330複合地区会則委員長 秋山 詔樹

331複合地区会則委員長 山口富雄(副世話人) 332複合地区会則委員長 佐藤義則(世話人)

333複合地区会則委員長 松本元良

334複合地区会則委員長 増 田 悌 造

335複合地区会則委員長 三 宮 秀 介 (副世話人)

336複合地区会則委員長 尾 崎 博

その他の出席者

議長連絡会議世話人 識名安信

一般社団法人日本ライオンズ

理事長田中明専務理事高橋克文常務理事大谷博理事太田健一※333-E地区ガバナー根本昌卓※335-B地区ガバナー吉村弘吉

※一般社団法人日本ライオンズ会則委員会所属

- ・田中理事長は都合により到着が遅れるため、髙橋専務理事の到着を待って13:40、佐藤義則会則委員長連絡会議世話人より開会。本日の会議は議案の2を最初に取り上げ時間をかけて(審議を)行うとの発言あり。了承。
- ・ MD337麻生好彦会則委員長及び一般社団法人の藤川清幸理事、日本ライオンズ会則委員会に所属のMD331石岡憲義協議会議長、337-D地区曽山純廣ガバナーは欠席された。

◎議 事:

1. 前回会議要録の確認

12月13日に行われた第3回会議要録(資料1)確認。また、国際協会ウェブサイト抜粋(資料1補遺)により、2018-2019年度レオ・ライオン理事会リエゾンには、はドイツの Kyle Boutilier 及びイタリアの Eleonora Fresia の2名がグドラン国際会長から任命されており、同職のプロトコールは国際理事会アポインティと同格であることを確認。

2. <u>日本における一般社団法人日本ライオンズの立ち位置の変更に伴うライオンズ及び役</u> 員必携の変更について

(1) 議案2の冒頭、佐藤会則世話人から、(本日の会議資料として法律顧問の回答書簡を 事前にEメールで受け取っているが)、前回会議において、質問書に対する回答は、それ ぞれの委員長からの質問に対して一問一答を求めているものであるとの発言あり。 (2) 髙橋専務理事から、佐藤世話人との認識のズレはあるが、第3回会則会議に出された各委員長の質問は、MD330秋山委員長の質問書に網羅されているものと認識している。1月18日に行われた一般社団法人日本ライオンズ(以下、「社団」と省略)理事会の結果、法律顧問の池田和司弁護士に回答文書(資料2)の作成を依頼したことが報告された。池田弁護士書簡(1月21日付け)は別紙1のとおり。

高橋専務理事が書簡全文を読み上げた後、補足説明あり。「8複合地区議長連絡会議」は決議機関ではなく、情報交換の場である。そこで来期の社団執行理事会には現職議長8名と前年度議長2名の10名で構成することにして、(i)報告事項(全日本/8MD/その他)、(ii)調整事項、(iii)運営(事業計画、予算等)を話合い、年4回の定時社員総会において35名の地区ガバナーの総意により決定する。また、別紙2の2018. 10.15修正の組織図はさらに変更し、各MD委員長と議長、地区ガバナーで委員会を行い、世話人のポジションも残して8MD共通の問題を話し合うものとしたい。

- (3)各委員長から意見又は感想を出してもらったところ、弁護士書簡による回答は総論であり、各論への回答は不十分であるとの意見が一致した。社団設立時(ライオン誌日本語版事務所と日本ライオンズ連絡事務所の統合)と、現在の社団の方向性が違ってきたことや社団の賛助会費をMDが支出するためにはMD年次大会で説明し、説得できる回答が必要である。
- (4)本日会議出席の社団役員及び地区ガバナーにご意見をいただいた。

大谷常務理事:地区ガバナーの理解が不足しているため、定時社員総会を年2回から年4回に増やし、執行理事会の審議事項を各MDで検討し、その後社員総会でガバナーによる議決を求める。

高橋専務理事: 社員総会において、一発議案(当日緊急動議)はやめ、最低でも1回は空けて提案の次の総会において決議を行うようにしたい。協議事項と審議事項を分けて行う。

根本ガバナー: 昨年8月第1回社員総会で組織図案をその場でもらい、委員会所属はアンケートで希望を聞かれた。また10月第2回社員総会で、セミナー経費の予算計上が緊急動議とされ、すぐに採決された。

吉村ガバナー: 今もって日本ライオンズのことがよく分かっていない。副地区ガバナー/地区ガバナー研修において、きちんとした説明をしてほしい。ガバナー就任から半年間は地区のことで手一杯であり、日本ライオンズに関することは元ガバナーで進めてほしい。各委員会にガバナーを割り振ることは了承する。(組織運営は会則との)整合性を持って進めてほしい。

田中理事長:理事会として、秋山委員長の質問を主体に他の委員長の質問内容を整理して、法律顧問が書面で回答したものである。社団と議長連絡会議に上下関係はなく、社団の設立については、当時の各MD年次大会で採決が行われている。 賛否はあったが、社団への理解を深めてもらい、意見の統一を図る。なお、「8複合地区議長連絡会議」の廃止は無理と判断し、2019-2020年度は各MD委員長と地区ガバナーが委員会を構成する予定。4月に行われる第3回定時社員総会には、社員である地区ガバナー35名に加えて、第1及び第2副地区ガバナーにも参加できる形式とする。

なお、IP推薦の日本代表としての「参与」職に関しては、社団において継続審議を行う。 MD会則と社団定款をお互いにすり合わせしてから、規約を修正する必要がある。

識名議長連絡会議世話人:本日の回答が個別でないことをお詫びする。来期の執行理事会には現職議長8名全員が入り、社団をより良いものにしていくべきで、話合いは必要。議長会がいろいろ討議しても理解できないこともあるので、ぜひ代替案を会則委員長連絡会議からも出してほしい。どうしたらよいのか、問題点のみではなくより良い提案を、生の声を出してほしい。社団に関しては今期中に決着したい。

(5) 社団からの回答スケジュールの確認。社団執行理事会2月15日(同日午前10時から議長連絡会議)、社団理事会3月上旬ウェブ会議の予定。

秋山委員長から、回答の締切りを2月20日までにお願いしたいとの希望日が提案された。 各委員長の質問が重複するものや回答できないものについては、回答は省略していただ き、早急に回答書を提出願う。次回会議前には各委員長に社団の回答書をメール配信し、 事前に各MDで意見を調整することを申し合わせた。

3. その他(次回会議)

当初年4回の会議開催予定であったが、集合会議を開く必要があるため、第5回会議を開 くことにすることが佐藤世話人から提案され、了承された。

第5回会議 2019年2月28日(木) 13:30-16:00 於:一般社団法人日本ライオンズ

16:00、佐藤会議世話人により閉会。

以上

2019年 1月21日 14時40分 銀座みゆき通り法律事務所

NO. 0229 P. 1

2019年1月21日

一般社団法人日本ライオンズ 専務理事 髙 橋 克 文 様 事務所所長 菅 原 雅 雄 様 (FAX03-3241-4388)

> 弁護士 池田 和司 TEL 03-5568-6646 FAX 03-5568-6648

1月18日の理事会は、おつかれ様でした。

このときの議論の内容を別紙のとおりまとめてみました。

高橋専務理事におかれましては、別紙についてご自由に加筆訂正をお願い します。

若干私見が混じっておりますことと、特に5の組織図の部分は自信がございませんので宜しくお願いします。

「2019年1月18日全体理事会での申し合わせ事項」(案)

1、日本ライオンズ設立時にクローズアップされた事柄

一般社団法人日本ライオンズ(以下単に日本ライオンズと称します)は、そのスタート時において、ライオン誌日本語版発行と日本ライオンズ連絡事務所の2つの組織が別々に運営されていることからくる不経済性の解消(職員や事務所等の経費負担の削減)と法人格を持つことによる広義のライオンズクラブの社会的地位の向上・信用力のアップ並びに個人名義でなされてきた財産管理の明瞭化・安定化などの要請がございました。

他方で法人化はこれまでの複合地区自体や複合地区ガバナー協議・複合地区ガバナー協議会議長連絡会議(議長会)といった組織が無くなるのではといったご心配も多く寄せられていたのも事実でございますし、これら既存の組織と新法人との整合性が極めて重要な問題でございました。

2、日本ライオンズ(法人)の目的・事業について

この問題については、今や多くライオンの皆様のご理解を頂いている と思われますが、確認の意味で一言申し上げます。

前記の通り、法人設立の当初では、ライオン誌日本語版発行と日本ライオンズ連絡事務所の事業の為にと言うコンセプトがございました。

いざ、新法人設立の準備をすすめてまいります段になりまして、新法人の業務は、上記 2 点だけにとどまらず、多義に亘る部分が予想され、特にせっかく法人を設立するのであるから将来の業務運営も見据えて、これの対応可能性がさけばれまして、結局その方向で目的・事業の拡大化がすすめられました。

こうして出来上がったのが現在の日本ライオンズの定赦第2章の目的 及び事業でございます。

定款第3条(目的)では、結局のところこの法人は「ライオンズクラブ 国際協会の目的を推進し、ライオニズムの高揚に寄与し、ライオンズク ラブの発展を目的とする」ものと定められ、併せて「複合地区ガバナー 協議会をサポートする」ことも書き加えられました。

定款第4条(事業)では、(1)にサポートをしつつも必要があれば複

合地区ガバナー協議会に関する事業も可能であり(ガバナー協議会の独立性を尊重しながらであることは当然のことであります) その(2)では日本のライオンズクラブの発展のための事業、そしてその(6)では前各号の事業に付帯する事業も可能として柔軟性を持たせてございます。従いまして定款上から申し上げますれば、日本ライオンズは、ライオン誌日本語版の発行の外に日本ライオンズクラブの発展の為であれば相当広い事業が可能ですし又単に複合地区ガバナー協議会をサポートするだけの事業だけでもない事がご理解できると思います。

- 3、 また、日本ライオンズは、日本の法律(一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律=以下単に一般社団法人法と言う)に従って設立された ものでありますから、この法律上の規制に従わねばなりません。 一般社団法人法第1条には、「法人の組織・運営、管理については、他の 法律に特別の定めある以外この法律の定めるところによる」と規定され ております。解釈上「他の法律」の中には、国際協会会則・付則や複合 地区会則は含まれません。他方、日本ライオンズは定款第3条にござい ます通り、ライオンズクラブ国際協会の目的を推進することにあり、必 要であれば複合地区ガバナー協議会をサポートしますし、且つ定款第44 条では、8複合地区は賛助社員たる地位を有し且つ第47条2項におい て会費を納入しております。従いまして、日本ライオンズは定款上、他 の組織から独立した人格者でありますために、そこへの規制、監督、管 理にはおのずと限界がございますことを理解して頂きながら、現実の運 営においては可能な限り8複合地区の意を忖度しこれらの組織を尊重 しつつ整合性を保持して業務の執行を行って行くことが肝要でござい ます。このように考えますと、日本ライオンズは複合地区ガバナー協議 会或いは議長会とどちらが上か下かとか或いは議長会が消滅するとか の議論はそもそもあること自体おかしなことと言えます。
- 4、 明白に申し上げれば、日本ライオンズは設立の当初からライオンズ関 係の他組織と共存共栄の関係にありますことが、「立つ位置」といえば、 立つ位置と言うことができるでしょう
- 5、2018年10月15日作成の日本ライオンズ組織図についての説明。2018年10月14日の社員総会(全国ガバナー会)において、社員たる

ス、

各地区のガバナー出席の下に正式に承認された組織図です。 これによりますと執行理事会の下に8っの委員会が設けられました (根拠は定款第45条)

執行理事の構成メンバーは、各複合地区ガバナー協議会議長(8名)に 入って頂くというものです。

この時の理事会の考え方は、これにより各複合地区との意見の(組織ではございません)整合性と情報伝達をとりやすくするものです。このようなことの中で各種委員会が作られたものでありますからこれまでの既存の複合地区内の委員会とは組織体としては、別物でございます。ただ現実の委員会運営におきましては、複合地区ガバナー協議会議長(8名)が執行理事として関与致しますので、同じメンバーが2重に別々に会議を開催することの必要が薄いのではという議論がございました。

ただそれだけのことであって、複合地区内の委員会組織を消滅させるというものではございません。

将来的にその存続の必要性の有無の議論は各複合地区自体の問題でご ざいます。またこの時の発言では法人の委員会のメンバーに複合地区 委員会のメンバーが入って頂けなければ良い委員会運営がむずかしい との意見が多数をしめましたので、今後この方向になる模様です。

結論として申し上げますと、上記組織図が出来上がったとしても、既述 の日本ライオンズの立つ位置に何らかの変化が生じたとまでは言い切 れませんし、新しいご心配の種が発生したものでもございませんこと を申し上げます。

